

令和6年度集団指導 (ケアプラン点検実施結果編)

紀の川市福祉部高齢介護課

令和7年2月20日（木）

1. ケアプラン点検の実施根拠 (介護給付費適正化事業)

<根拠法令>

介護保険法第115条の45第3項第1号(抜粋)

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省で定めるところにより、地域支援として、次に掲げる事業を行うことができる。

介護給付費等に要する費用の適正化のための事業

2. ケアプラン点検の目的

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項について介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するためのものです。

また、ケアプラン点検を保険者と介護支援専門員が協働で行うことにより、介護支援専門員だけではなく、保険者にも気づき促され、地域包括ケアシステムの構築につながっていくことも期待されます。

【参考：ケアプラン点検支援マニュアル（厚生労働省）】

3. 令和6年度ケアプラン点検の点検結果

【書面】

点検件数 19件 (提出事例内容内訳)

- ・ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者のプラン 11件
- ・ 訪問介護の利用が大部分を占めるプラン 5件
- ・ その他 3件

4. ケアプラン点検の保険者講評 (書面)

<好事例>

- ・医療機関およびサービスを位置づけた介護事業所とチームになり、密に連携を行っている。
- ・本人のセルフケアや家族支援、地域資源の利用について、適切に位置づけている。

<指摘事項>

- ・フェイスシート（アセスメント結果）では、確認できない課題が記載されている。
- ・個別化されていない。（どの利用者にも通じるような具体性に欠けたプラン）

利用者のみが抱える課題に耳を傾けるアセスメントを行い、課題解決のための目標設定やサービスの位置づけを行ってください。

5. ケアプラン点検（面談）

面談…兵庫県対人援助研究所主宰 稲松真人を講師に迎え介護支援専門員がスーパービジョン方式で再アセスメントを実施

【面談内容】

面談事業所数：10事業所

※日程：12日間 （2回参加事業所あり）

面談参加者数：34人

※事業所の介護支援専門員全員で参加した事業所多数あり

5. ケアプラン点検（面談）の事例

提出事例について

- ・ 介護支援専門員が気づきを深めたい事例
- ・ 有料老人ホーム等の高齢者住宅に入居する者の事例
- ・ 生活援助の訪問介護の回数が多く占める事例

6. ケアプラン点検（面談）結果 講師からの指摘事項

資料①

- ① バイステック7原則に基づき、意識したアセスメントを実施
- ② 利用者に関わる支援チーム形成の重要性
- ③ 利用者が求める必要なサポートの把握

※6つのソーシャルサポートの機能と提供に必要な技術

【講師コメント】

どのような事例においても、援助者としての役割を果たすために基本に忠実に丁寧なアセスメントを行い、その人らしいプランを作成するように心がけてください。

6. ケアプラン点検（面談）結果 介護支援専門員の気づき

- ① 事例を振り返ることで、次の段階の支援のために、どの部分が情報不足になっているか（課題）を気づくことができた。また、支援の方向性の迷いが解消した。
- ② 利用者から情報を引き出す力（面接力）が必要と感じた。
- ③ 家族の意向にとらわれすぎて、本人の意向や主体性が弱くなりサービスありきのプランになっていた。
- ④ 事業所内での事例検討会に活用したいと考える。
- ⑤ 利用者とその家族の関係性や成育歴を深掘りし、アセスメントを実施する重要性を再確認した。

6. ケアプラン点検（面談）結果 保険者からの指摘事項

① 管理者（主任介護支援専門員）としての責務（令和6年度新解釈規定）

※運営基準第17条「管理者の責務」

指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた**利用者本位の指定居宅介護支援の提供を行うため**、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う必要がある。

また、管理者は、日頃から従業員の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフバランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要である。

6. ケアプラン点検（面談）結果 保険者からの指摘事項

- ② 介護保険法第1条及び第4条に基づき、第69条の34に規定される「介護支援専門員の義務」を果たすことを求める。

介護保険法

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

6. ケアプラン点検（面談）結果 保険者からの指摘事項

介護保険法

（介護支援専門員の義務）

第六十九条の三十四 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

6. ケアプラン点検（面談）結果 保険者からの指摘事項

③ 特定事業所加算制度は、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価するものである。

積極的に事例検討会等に参加し、介護支援専門員の質の向上及びケアマネジメントをするための必要な知識・手法・技術の向上を求める。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ） 519 単位
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ） 421 単位
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ） 323 単位
- ・ 特定事業所加算（A） 114 単位

7. 令和7年度ケアプラン点検予定

- ・ 居宅介護支援事業所として点検を希望する事例
- ・ 有料老人ホーム等高齢者住宅に居住する者の事例
- ・ 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける事例

令和7年度のケアプラン点検の詳細については、令和7年4月以降に通知を行います。